

# 国民健康保険

国民健康保険は、加入者の皆さん、国・府・市がお金を出し合い、医療費の負担を分かち合うための制度です。

国民健康保険室 ☎841・1403、☎841・3716

## 平成29年度の保険料率

保険料は前年の所得により年度ごとに決定します。平成29年度の保険料率・算定方法は左の通り。

◆**年度途中に40歳になる人** 誕生日（1日生まれの人は前月）から介護分が新たに賦課され保険料が変更。

◆**年度途中に65歳になる人** 65歳から国民健康保険料とは別に介護保険料を納めます。誕生月の前月（1日生まれの人は前々月）までは国民健康保険料の介護分が賦課され1ヶ月10期に均等に割り振られますので保険料変更はありません。

◆**年度途中に75歳になる人** 75歳からは後期高齢者医療制度の被保険者となります。誕生月の前月分まで国民健康保険料が賦課されます。世帯

## 平成29年度国民健康保険料の算定

年間保険料=医療分+後期高齢者支援金分+介護分

**医療分(0歳～74歳):限度額54万円**

=①所得割額+②均等割額+③平等割額

- ①所得割額=基準総所得×8.27%
- ②均等割額=2万350円×国保加入者数(人)
- ③平等割額=2万5400円

**後期高齢者支援金分(0歳～74歳):限度額19万円**

=①所得割額+②均等割額+③平等割額

- ①所得割額=基準総所得×3.03%
- ②均等割額=7300円×国保加入者数(人)
- ③平等割額=9110円

**介護納付金分(40歳～64歳):限度額16万円**

=①所得割額+②均等割額

- ①所得割額=基準総所得×2.78%
- ②均等割額=1万5430円×国保加入者数(人)

## 基準総所得とは

- ・**給与所得者の場合**  
給与収入-給与所得控除  
(所得税法で定められた額)
- ・**事業所得者の場合**  
事業所得  
— 基礎控除 (33万円)
- ・**公的年金等受給者の場合**  
公的年金等収入-公的年金等控除  
(所得税法で定められた額)

※上記以外の所得(不動産・株式等)がある人は別途計算されます。

※1人で複数の所得がある場合の基礎控除は1回のみです。

で他にも国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯として算定した年間保険料を1ヶ月10期に均等に割り振って賦課されますので、75歳になった後も保険料の納付が必要。

## 6月中旬に納付通知書を送付

4・5月分を含む12カ月分の保険料を6月から来年3月までの10回で均等に割り振ります(端数は1期分で調整)。納期限は各月の末日(12月は25日)、土・日曜、祝日の場合は次の平日。

## ◆保険料の納付は原則口座振替で

普通徴収の場合、原則として口座振替での納付となります。▼**申込** 納付通知書に同封の申込書を市役所別館2階国民健康保険室または取扱金融機関へ持参。郵送(〒573-8666

6市国民健康保険室)可。キャッシュカードで手続きができる「ペイジ」口座振替サービスも同室・各支所で利用可。

## 納付相談

保険料の支払いが困難なときは分割納付等のご相談を。また、前年の世帯総所得が一定以下で、災害や特別な事情で支払いが困難なときは、申請により減免となる場合があります。

## 年金からの引き去り(特別徴収)

次の①～④の要件全てに当てはまる人は2カ月に1回受給する年金から保険料を引き去り(特別徴収)します。①特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上②国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(国民健康保険以外の保険に加入している世帯主を除く)③介護保険料が年金からの引き去り(特別徴収)④国民健康保険料と介護保険料を足した額が特別徴収対象年金の受給額の2分の1を超えない。特別徴収から口座振替変更も可能。希望者は申し出を。

## 非自発的失業者の保険料の軽減

倒産・解雇・雇止めなどで職を失った人の国民健康保険料の負担を軽減。離職日の翌日の属する月々翌年度末を対象期間として、「倒産・解雇などによる雇用保険の特定受給資格者」または「雇止めなどによる雇用保険の特定理由離職者」に該当する失業者の国民健康保険料は前年の給与所得を100分の30として

算定。軽減を受けるにはハローワークで交付された雇用保険受給資格者証を提示しての届け出が必要。**加入、脱退等の届け出は14日以内**に職場の健康保険がなくなった場合は速やかに届け出を。届け出が遅れると資格ができた時点までさかのぼって保険料を納めなければならなくなるほか、届け出日までに支払った医療費は全額自己負担となります。また、職場の健康保険に加入した場合も国民健康保険をやめる届け出が必要。

## 後期高齢者医療制度

平成29年度の保険料額は7月中旬に通知書を送付。8月から新たに特別徴収(年金からのお支払い)となる人には、開始通知書を6月下旬に送付します。

国民健康保険室(後期高齢者医療担当) ☎841・1334、☎846・2273

## 6月は窓口が込み合います

待ち人数をスマホで確認できます。市役所駐車場は有料です。市役所への所用の場合は60分間または90分間が無料になります。窓口の混雑などにより長時間駐車した際は料金の負担が発生します。できるだけ公共交通機関や自転車などで来庁ください。身体障害者手帳などをお持ちの人はご提示を。

## 65歳以上の人に納付通知書を6月中旬に送付します

介護保険制度は、40歳以上の人の保険料と公費で運営されています。65歳以上の第1号被保険者には6月中旬に平成29年度の介護保険料納付通知書または介護保険料決定通知書を送付しますので、納期限までに納めてください。40歳～64歳の第2号被保険者は、それぞれが加入する医療保険の保険料と一括徴収。

☎介護保険課 ☎841・1460、☎844・0315

### ▼平成29年度介護保険料

段階	判定基準	年間保険料	
第1	生活保護受給者又は世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者もしくは、世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+※前年公的年金収入額が80万円以下の人	3万200円	
第2	世帯全員が市民税非課税で	前年合計所得金額+※前年公的年金収入額が120万円以下の人	4万7000円
第3		第1・第2段階に該当しない人	5万300円
第4	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で	前年合計所得金額+※前年公的年金収入額が80万円以下の人	6万400円
第5		第4段階に該当しない人	6万7100円
第6		120万円未満の人	8万500円
第7		120万円以上200万円未満の人	8万3800円
第8		200万円以上400万円未満の人	10万600円
第9	本人が市民税課税で前年合計所得金額が	400万円以上600万円未満の人	11万4000円
第10		600万円以上800万円未満の人	11万7400円
第11		800万円以上の人	13万4200円

※遺族年金・障害年金等の非課税年金は除く。

### 介護保険料

平成28年中の合計所得金額等や平成29年4月1日(または資格取得日)の世帯状況によって上表の11段階に分かれます。

### 納付方法

#### 年金からの引き去り(特別徴収)

#### ◎昨年度以前から特別徴収の人

対象は平成29年4月1日現在65歳以上で、老齢基礎年金・退職年金、障害年金および遺族年金などの公的年金を年間18万円以上受給している人。4・6・8・10・12・2月の年6回に分け、年金支給月に年金から引き去ります。

#### ◎今年度から特別徴収となる人

対象は28年度中に次のいずれかに該当する人で公的年金を年間18万円以上受給する見込みがある人。①65歳になった②転入した③65歳以上で新たに年金の裁定を行った。

誕生日や転入時期により開始時期が異なります。4月に特別徴収開始の人は年6回(4・6・8・10・12・2月)、6月に開始の人は年5回(6・8・10・12・2月)、8月に開始の人は年4回(8・10・12・2月)に分け、年金支給月に年金から

引き去り。10月に開始の人は、年間保険料のおおむね半額を6月～9月の4回に分けて普通徴収で納付し、残りを10・12・2月の3回に分けて年金から引き去り。

◆納付通知書または便利な口座振替で納付(普通徴収)を 次のいずれかに該当する人は4月～来年3月の1年分を、6月から来年3月まで毎月1回(計10回)納付。①年金を受給していない人②公的年金の年間受給額が18万円未満の人③年度途中で保険料が変更になった人④4月2日以降に転入または65歳になり、枚方市の第1号被保険者(65歳以上)になった人。

#### 低所得者の保険料を軽減(特別軽減)

次の要件全てに該当する人は申請を。①保険料段階区分が第2・3段階②世帯の前年の収入金額の合計が150万円(世帯員が2人以上の場合、2人目以降1人につき50万円を加算した額)以下③市民税課税者に扶養されていない④資産を活用しても生活困窮状態にある(居住用以外の土地・家屋がなく、預貯金が350万円以下など)。▼軽減内容 納期限が過ぎていない第2・3段階の保険料額を第1段階の保険料額に軽減。▼申請 介護保険料決定通知書または介護保険料納付通知書、印鑑、医療保険証、本人名義の全ての

預貯金通帳、年金振込通知書（遺族年金・障害年金等も含め全て必要）、所得税の確定申告をしている人は確定申告書の控え、土地・家屋を持っている人は固定資産税納付通知書を持って市役所別館2階介護保険課へ。

## 災害・失業による減免

災害により住宅・家財等に著しい損害を受けた場合、生計維持者の死亡・長期入院や事業の休廃止等により著しく収入が減少した場合などに介護保険料や介護サービスの自己負担が減免されることがあります。詳細は介護保険課へお問い合わせを。

## 社会福祉法人による介護サービスの負担額を軽減

次の要件全てに該当する人は、申し出により社会福祉法人が提供する介護サービスの利用者負担などが軽減されます。減額は利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）。特別養護老人ホームの施設サービス・短期入所では食費・居住費（滞在費）、通所介護では食費も軽減の対象（日常生活費は対象外）。また、生活保護受給者は申し出により施設サービス・短期入所の個室の居住費（滞在費）が軽減の対象となります。対象となる社会福祉法人や施設サービス等については介護保険課へお問い合わせを。

い合わせを。▼要件 ①市民税非課税世帯②世帯全体の年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下③世帯全体の預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下④世帯全体で日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない⑤負担能力のある親族等に扶養されていない⑥介護保険料を滞納していない。なお、平成25年8月1日または26年4月1日施行の生活扶助基準見直しに伴い生活保護が廃止された人で、一定の要件を満たせば軽減の対象となる場合あり。詳細は介護保険課にお問い合わせを。▼申請 申請書、世帯全員の収入額を証明する書類（確定申告書の写し・源泉徴収票・年金額通知書等）、世帯員全員の預貯金の通帳など資産の保有状況を確認できる書類、医療保険の被保険者証、印鑑（認印可）を持って市役所別館2階介護保険課へ。

## 介護保険施設の負担額を減額

市民税非課税世帯等で介護保険施設サービスや短期入所（ショートステイ）を利用する人は、「介護保険

負担限度額認定証」の交付申請を行い、利用施設に提示すると食費・居住費（滞在費）の負担額が減額されます。対象者は申請手続きを。すでに認定証を持っている人へは更新勸奨通知を5月下旬に送付しています。▼要件 ①本人および世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税者であり、預貯金等が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下の人②生活保護受給者。▼申請 申請書（代筆可）、印鑑、申請日の直前から2カ月前までの通帳の写し、証券や信託銀行・銀行口座残高の写し、借用証書の写しを持って市役所別館2階介護保険課へ。

◆交付の対象外 ①配偶者（世帯分離含む）が市民税課税者の場合（事実婚も同様）②預貯金等が基準額（単身1000万円、夫婦2000万円）を超えている場合。なお、施設に入所した時点で預貯金等が基準額を超え対象とならなかった場合、後に基準額を下回った時点で負担限度額認定証の交付申請可。

◆預貯金等の範囲 資産性が高く、換金性の高いもので価格評価が容易なもの。価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは申請時に添付を求めます。負債がある場合は預貯金額から差し引いた額で算定。▼対象 預貯金、有価証券、投資信託、金・銀等購入先の口座残高から時価

評価額が容易に把握できる貴金属、現金など。  
※不正行為には加算金が課せられることがあります。

## 課税層に対する特例減額措置

市民税課税世帯（単身の非課税世帯でも世帯外の配偶者が課税されている場合を含む）であっても、次の要件全てに該当する場合、第3段階として給付を受けられます。▼要件 ①世帯の構成員の数が2人以上②介護保険施設（および地域密着型介護老人福祉施設）に入所・入院し、利用者負担段階第4段階の食費・居住費を負担していること③世帯の年収から施設の利用者負担（2割負担、食費、居住費）の見込み額を除いた額が80万円以下④世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下⑤家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない。▼⑥介護保険料を滞納していない。▼申請 申請書（代筆可）、印鑑、別途申請書・申告書（施設入所の契約書、世帯員全員の確定申告書の写し、源泉徴収票、年金額通知書、預貯金通帳、資産保有状況を確認できる書類等）を持って市役所別館2階介護保険課へ。家族・施設職員等の代行申請可。詳細は介護保険課へお問い合わせを。

**納税通知書を6月1日に送付**

市民の皆さんが納めた市税はまちづくりの貴重な財源になります。期限を守って納めてください。

☎市市民税課 841・1353、FAX 841・3039

**主な税制改正**

◆**給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）** 給与収入が1200万円を越える場合の給与所得控除額の上限は230万円に。

◆**国外に住む親族に関する扶養控除等の書類の添付等が義務化** 国外居住親族が納税者の親族であることを証明する親族関係書類と、納税者が国外居住親族の生活費として支払ったことがわかる金融機関の書類等、送金関係書類の提出が義務付けられました。

◆**金融所得一体課税（株式等および公社債等の所得に対する課税の見直し）** 平成28年1月1日以後、株式等の譲渡所得等は「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」と「一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」に改組されています。上場株式等の譲渡損失の金額は、一般株式等の譲渡所得等の金額からは控除できません。また特定公社債、公募公社債投資信託等の利子や売却などによる所得が申告分離課税の対象となり、これらの所得間、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る）および譲渡所得等との損益通算並びに特定公社債等の譲渡損失の金額について確定申告書を連続して提出することにより3年間の繰越控除ができることになりました。

た。詳細は市民税課へお問い合わせを。

**公的年金からの引き落とし（特別徴収）**

対象は4月1日現在65歳以上の公的年金等受給者で、前年中の年金所得に係る個人の市・府民税の納税義務のある人。ただし次のいずれかに該当する人は対象外。①介護保険料の特別徴収の対象とならない②平成29年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を越える③老齢基礎年金等の額が18万円未満。

◆**平成28年度から継続して引き落としの人** 4月支給分の公的年金等から平成29年度分の仮徴収が行われています。29年度市・府民税の年税額から4・6・8月の仮徴収額を差し引き、10・12・2月で残りを本徴収します。

◆**今年度から引き落としの人** 6・8月は納付書等で支払う普通徴収、10・12・2月は年金からの引き落としとなります。対象となる人は、6月に送付する納税通知書に特別徴収税額（年金）を記載しています。

**住宅ローン控除**

平成21年以降に入居の人で、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額があった場合に一定の要件で適用。▼**手続き** 事業所から市への給

与支払報告書（年末調整で所得税の住宅ローン控除適用済み）の提出または確定申告で手続き完了。ただし次のいずれかに該当する場合は適用されないにご注意を。①年末調整の際、給与支払報告書（源泉徴収票）に「住宅借入金等特別控除可能額」や「居住開始年月日」等の記入がない②確定申告の必要な人が期限内に申告していない。▼**控除額** 次のいずれか小さい方の額。①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった金額②所得税の課税総所得金額等の合計額の5%の金額（限度額9万7500円）。ただし、住宅取得に係る費用の消費税が8%の人は所得税の課税総所得金額等の7%（限度額13万6500円）。

**災害・失業等による減免**

天災や火事等の災害、不況による廃業や倒産、解雇などの理由による失業（転職・結婚等による自己都合退職や定年による退職を除く）で前年に比べ収入が著しく減少し、納税が困難な人は、個人の市・府民税を減免できる場合があります。必ず納期限までに市民税課へご相談を。

**市・府民税の申告をお忘れなく**

公的年金収入400万円以下でそ

**6月は市・府民税（普通徴収分）の納期月**

納期限は6月30日。納期を過ぎると延滞金が加算されますのでご注意ください。市税の納付が納期までに困難な場合は、早めに市役所本館2階納税課へご相談を。

◆**市税の納付は便利な口座振替（自動払込）で** 固定資産税、市・府民税（普通徴収分）、軽自動車税を納期限の日に指定口座から引き去ります。取扱金融機関（ゆうちょ銀行を含む）または納税課で申し込みを。6月末までに手続きをすれば7月が納期月の固定資産税2期分から、7月末までに手続きをすれば8月が納期月の市・府民税（普通徴収分）2期分から引き去りを開始。軽自動車税は来年度からの取り扱いとなります。

◆**毎月第4日曜は納税相談日** 固定資産税、市・府民税（普通徴収分）、軽自動車税の納税相談など。▶**日時など** 6月25日(日)午前9時～午後5時、納税課。

☎納税課 841・1380、FAX 841・6099

の他の所得が20万円以下のため確定申告不要となった人でも、公的年金以外に所得がある場合や市・府民税で医療費控除・生命保険料控除などを受けた場合は、市・府民税の申告が必要で、申告期限は過ぎていますが、期限後の申告も可能です。

▼所得控除一覧表

人的控除		所得税	市・府民税
障害者控除	特別障害者	40万円	30万円
	同居特別障害者	75万円	53万円
	上記以外	27万円	26万円
寡婦控除	一般	27万円	26万円
	特別	35万円	30万円
寡夫控除		27万円	26万円
勤労学生控除		27万円	26万円
配偶者控除	一般	38万円	33万円
	老人	48万円	38万円
配偶者特別控除	配偶者合計所得	38万1円～39万9999円	33万円
		40万円～44万9999円	
		45万円～49万9999円	31万円
		50万円～54万9999円	26万円
		55万円～59万9999円	21万円
		60万円～64万9999円	16万円
		65万円～69万9999円	11万円
		70万円～74万9999円	6万円
		75万円～75万9999円	3万円
		76万円以上	0円
扶養控除※	年少(16歳未満)	廃止	廃止
	一般(16歳～18歳、23歳～69歳)	38万円	33万円
	特定(19歳～22歳)	63万円	45万円
	老人(70歳以上)	48万円	38万円
	同居老親(70歳以上)	58万円	45万円
基礎控除		38万円	33万円

※扶養控除区分の年齢に当たる人の生年月日は次の通りです。一般=平成10年1月2日～平成13年1月1日生および昭和22年1月2日～平成6年1月1日生、特定=平成6年1月2日～平成10年1月1日生、老人=昭和22年1月1日以前生。なお、平成13年1月2日以降生まれの人を対象とする年少扶養控除は廃止されています。

所得割の計算方法

所得割の税額は下記計算式①で求めた金額です。なお、総所得金額等の合計額が下記計算式②で求めた金額以下の場合、所得割は非課税となります。

〈計算式①〉

所得金額の合計額－所得控除の合計額＝課税総所得金額(千円未満切り捨て) 課税総所得金額×税率－税額控除等＝所得割額(百円未満切り捨て)

〈計算式②(所得割が非課税となるケース)〉

総所得金額等の合計額 ≤ 35万円 × (控除対象配偶者 + 扶養親族 + 1) + 32万円

※控除対象配偶者および扶養親族がない場合は35万円。

※所得割の金額は、前年中の所得や扶養人数、保険料などの所得控除額によって異なります。

※この計算における扶養親族数には年少扶養親族も含まれます。

所得割の税率

課税総所得金額	税率
一律	市民税 6% 府民税 4% 計10%

このほか分離課税の税率など課税に関するお問い合わせは市民税課へ

▼年金収入金額からの所得金額計算表

(収入金額と年齢に応じて計算)

65歳以上(昭和27年1月1日以前に生まれた人)	
公的年金等の収入金額	所得金額
330万円以下	年金収入金額 - 120万円
330万円超410万円以下	年金収入金額 × 75% - 37万5000円
410万円超770万円以下	年金収入金額 × 85% - 78万5000円
770万円超	年金収入金額 × 95% - 155万5000円
65歳未満(昭和27年1月2日以降に生まれた人)	
公的年金等の収入金額	所得金額
130万円以下	年金収入金額 - 70万円
130万円超410万円以下	年金収入金額 × 75% - 37万5000円
410万円超770万円以下	年金収入金額 × 85% - 78万5000円
770万円超	年金収入金額 × 95% - 155万5000円

均等割の計算方法

均等割の税額は、下表の通り。ただし、前年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の場合、均等割は非課税となります。

〈計算式(均等割が非課税となるケース)〉

合計所得金額 ≤ 35万円 × (控除対象配偶者 + 扶養親族 + 1) + 21万円

※控除対象配偶者および扶養親族がない場合は35万円。

※この計算における扶養親族数には年少扶養親族も含まれます。

均等割の税額(平成28年度～31年度)

市民税	3500円
府民税	1800円

▼控除の種類と控除額

控除の種類	控除額			
雑損控除	(1)差引損失額－総所得金額等の10% (2)差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 控除額は(1)と(2)のいずれか多い方の金額			
医療費控除	自己負担額－(総所得金額等の合計額の5%または10万円のいずれか少ない金額) ※限度額200万円			
社会保険料控除	支払った保険料の額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛け金の額			
生命保険料控除	改正前(旧契約) (平成23年12月31日以前の契約締結分)	改正後(新契約) (平成24年1月1日以降の契約締結分)		
	支払保険料額	控除額	支払保険料額 控除額	
	1万5000円以下	支払保険料の全額	1万2000円以下	支払保険料の全額
	1万5001円～4万円	支払保険料 × 50% + 7500円	1万2001円～3万2000円	支払保険料 × 50% + 6000円
	4万1円～7万円	支払保険料 × 25% + 1万7500円	3万2001円～5万6000円	支払保険料 × 25% + 1万4000円
7万円超	3万5000円(限度額)	5万6000円超	2万8000円(限度額)	
一般生命保険料分・個人年金保険料分の保険料区分ごとにそれぞれ上記により計算(合計限度額:7万円)		一般生命保険料分・個人年金保険料分・介護医療保険料分の保険料区分ごとにそれぞれ上記により計算(合計限度額:7万円)		
(注) 一般生命保険と個人年金保険について、旧・新両方の契約がある場合、それぞれの適用限度額は旧契約のみ適用の場合3万5000円、新契約のみおよび新旧両方の場合2万8000円。ただし、全ての控除合計限度額は7万円です。				
地震保険料控除	区分	支払保険料額	控除額	
	地震	5万円以下	支払保険料の1/2	
		5万円超	2万5000円(限度額)	
	旧長期	5000円以下	支払保険料の全額	
5001円～1万5000円		支払保険料 × 50% + 2500円		
1万5000円超	1万円(限度額)			
地震と旧長期の合計限度額:2万5000円				